

# 島根県立ふるさと森林公園管理運営業務委託先募集要領

## 1 募集の目的

本業務は、ふるさと森林公園を活用して、森林の機能や林業に関する県民の理解を深め、併せて県民の保健休養等に資するために、また、森林学習展示館の管理運営や利用促進、公園内の施設や植栽木等の管理を適切に行うものである。

森林・林業に関する啓発活動の拠点となる学習展示館の管理運営、公園内の施設や植栽木等の管理について受託者を広く募集する。

## 2 募集の対象とする業務

### (1) 業務名

令和8年度島根県立ふるさと森林公園管理運営業務（以下「公園管理業務」という。）

### (2) 業務内容

「島根県立ふるさと森林公園管理運営業務説明書」のとおり

### (3) 委託期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### (4) 提案価格の上限額

12,442,000円以内（消費税及び地方消費税を含まない）

## 3 参加資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足するものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 島根県内業者（営業所含む）であって県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (5) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (6) 地方自治法第243条の2の指定公金事務取扱者に指定されている者、又は地方自治法施行規則第12条の2の12第3項に基づき申出書を提出し指定公金事務取扱

者の指定が見込まれる者。

- (7) 当該業務に係る指導、普及啓発及びイベント開催などの能力を有するスタッフを確保していること。
- (8) 指定期日までに別に定める参加表明書を提出し、上記(1)から(7)までの要件を満たすことの確認を受けた者であること。

#### 4 応募手続き

##### (1) 参加表明

この募集に参加を希望する者は、以下のとおり参加表明書、ヒアリング調査票及び必要書類を提出しなければならない。

- ア 参加表明書 別紙（様式1） 1部
  - イ ヒアリング調査票 別紙（様式2、様式2-1） 各1部
  - ウ 指定公金事務取扱者の指定に係る申出書（必要な場合） 別紙（様式3） 1部
  - エ 提出方法 持参（土日を除く午前8時半から午後5時まで）  
又は郵送による。
  - オ 提出期限 令和8年3月11日（水）午後5時までに提出すること。  
なお、郵送の場合は書留とし、期限日までの必着とする。
  - カ 提出先「9」と同じ
- (2) 「島根県立ふるさと森林公園管理運営業務説明書」及び「様式」等の交付場所は「9」と同じ

#### 5 募集に関する質問及び回答

- ア 質問書 様式4による
- イ 提出方法 ファックス又は郵送
- ウ 提出期限 令和8年3月4日（水）午後5時までに提出すること。
- エ 回答書 ファックス又は郵送にて回答
- オ 提出先 「9」と同じ

#### 6 ヒアリング実施日

- ア ヒアリングは、次の日程で行う。

なお、実施時間は参加表明書提出者に別途連絡する。

実施日 令和8年3月16日（月）

場 所 島根県職員会館 教養室1 （松江市内中原町52）

- イ 参加資格 参加表明書を提出した者でヒアリングの実施について案内通知が届いた者に限る。

#### 7 審査の実施

##### (1) 審査方法及び審査項目

- ア 審査は、別に設置する「島根県立ふるさと森林公園管理運営業務委託先選定審査会」において行う。
- イ 参加資格を「4」に掲げる提出書類により事前審査し、ヒアリング参加可能業者に書面で通知する。
- ウ その後、審査会によりヒアリングを実施しヒアリング調査票等を参考に評価決定する。
- エ ヒアリングは、1業者30分以内とする。
- オ ヒアリングにより公園管理業務として必要としているレベルの業務が履行可能かどうか判断する。
- カ ヒアリング調査票に記載しきれない場合は、別途資料（但し紙資料）の提出も認める。
- キ 審査会は、上記「ウ」の評価を基に評価点（100点満点）を付与する。  
評価の内訳は、別添「評価基準」のとおりとし、同点が複数ある場合は、審査員長によるくじ引きにより決定する。

## （2）結果の通知及び契約

- ア 審査会の審査結果は、ヒアリングを実施した者に対して郵送で通知する。
- イ 審査経過については公表しない。審査結果についての異議申立ては受け付けない。
- ウ 審査会の結果、特定（最高評価点者）したものに対して、随意契約する。  
ただし、令和8年度島根県一般会計予算が成立しなかった場合は、契約は行わない。

## 8 その他

- （1） 提出書類は、他の参加表明者に対して非公開とする。
- （2） 提出書類は、返却しない。
- （3） 提出された参加表明書等を委託の選定以外の目的では使用しない。
- （4） 参加表明後に辞退する場合は、その旨を書面により申し出ること。
- （5） 提出書類の作成及び提出に要する費用並びに、その他ヒアリングの参加に要する費用は、参加者の負担とする。

## 9 問合わせ先（書類提出先）

〒699-0406

島根県松江市宍道町佐々布3575（島根県立緑化センター）

林業課 緑化センター管理スタッフ

電話：0852-66-3005

FAX：0852-66-3296